

記載例と解説

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、下記金員を支払う。

金 900,000 円 (下記紛争の要点4の額)

上記金額に対する平成(令和)元年9月10日から支払済みまで年〇%の割合による遅延損害金との調停を求める。

紛争の要点

- 1(1) 労働契約の日 平成(令和)26年9月1日
(2) 退職した日 平成(令和)元年8月31日(勤続年数 5年0月)
(3) 退職時の賃金 ア 基本給 月額 300,000 円
イ 職能給等 月額 円

2 退職金の発生原因

就業規則あるいは労働契約(協約)における退職金規程の存在
慣習(慣行)に基づいて発生

3 上記勤続年数の下での退職金支給基準

退職時の基本給の 3 か月分(A)
退職時の基本給に %を乗じたもの(B)
退職時の職能給の か月分(C)

4 退職金の額

金 900,000 円
= 1(3)の退職時の基本給 月額 300,000 円 x 3 か月分(A)
+ 1(3)の退職時の職能給等 月額 円 x か月分(C)

退職金を請求した日 平成(令和)元年9月2日

支払期限(平成・令和 年 月 日)の経過

6 その他の紛争の要点

「申立ての趣旨」には、あなたが希望する解決の内容を記載します。

- 請求する退職金の総額を記載します(紛争の要点4の「退職金の額」と同じ金額が記載されることになります。)。
遅延損害金を請求する場合は、に☑と記入し、その起算日(「退職金の支払期日の翌日」など)と利率を記入してください。
【遅延損害金の起算日の記入について】
就業規則に退職金の支払期限に関する定めがない場合は、あなたが相手方に退職金の支払を請求した日の翌日(民法412③)又はあなたが退職金の支払を請求した日から7日を経過した日(労基法23①)からの遅延損害金を求めることができます。
就業規則に退職金の支払期限に関する定めがある場合には、その翌日からの遅延損害金を求めることができます。(記載例は、退職金の支払期限に関する定めがなく、遅延損害金の起算日を請求から7日を経過した日とした場合)

「紛争の要点」には、申立ての趣旨を理由付けるあなたの言い分などを記載します。

- 1(1) 相手方との労働契約を結んだ日(あなたが相手方の会社で働くことを約束した日)を記入してください。
(2) あなたが相手方の会社を退職した日と勤続年数を記載してください。
(3) ア あなたが退職する直前の基本給を記載してください。
イ あなたが退職する直前の職能給など退職金の計算に必要な賃金の額を記載してください。
2 ここには、退職金に関する相手方との取り決めなどについて記載します。
就業規則や労働契約などで、相手方との間に退職金に関する規定や取り決めがあり、これを根拠に退職金を請求する場合は、上のに☑を記入してください。
就業規則や労働契約などで、相手方との間に退職金に関する規定や取り決めはないが、実際には今までに退職金の支払いが行われているような慣行があり、これを根拠に退職金の請求をする場合は、下のに☑を記入してください。
3 ここには、上記2の退職金に関する取り決めや慣行による退職金の支給基準(計算方法)を記載します。
退職金の計算方法が、基本給の数か月分とされているときは、一番上のに☑と月数を記入してください。
退職金の計算方法が、基本給に決まった割合を乗じて算出するときは、上から2番目のに☑と割合を記入してください。
退職金の計算方法が、職能給の数か月分とされているときは、上から3番目のに☑と月数を記入してください。
上記以外の方法で退職金を算出する場合は、一番下のに☑を記入し、その計算方法を記載してください。
4 ここには、具体的な退職金の計算方法を記載します。
ここには、下記の計算方法により算出された退職金の金額を記入します。(申立ての趣旨と同じ金額が記載されることになります。)。
基本給を基準に退職金を計算する場合は、こちらにその計算方法を記入してください。
職能給を基準に退職金を計算する場合は、基本給を基準に計算し、これに職能給を基準に計算した金額を加える場合は、こちらにその計算方法を記入してください。
5 相手方に退職金の支払いを請求した場合は、上のに☑と支払を求めた日(支払を催促する書面の到達した日など)を記入してください。
就業規則などで退職金の支払期限が定まっている場合は、下のに☑と支払期限の日を記入してください。

その他の紛争の要点には、紛争の背景やこれまでの交渉経緯などを自由に記載してください。

- (記載例)
相手方は、申立人に令和〇年〇月〇日までの支払いを約束したにもかかわらず未だ支払をせず、支払遅延の理由があいまいなため、調停の席上で遅延理由を再確認し、解決をはかりたい。
申立人は相手方と令和〇年〇月〇日及び同年△月△日に本件解決のため話し合いを行ったが、申立人の主張する「・・・」の点と相手方の「・・・」という主張とが食い違い、解決に至らなかった。